

名古屋北部民商ニュース

名古屋北部民主商工会

〒462-0035 北区大野町3-19

TEL (052)915-8111

FAX (052)915-8114

E-mail jimukyoku@hokubuminsho.stl.jp

国保料滞納で差押え危機 「暗闇のなかで光が」

「差押えが止まり、希望の光が見えた」

全商連にメールで相談があり、守山区在住のため北部民商に紹介されたTさん（給排水設備業）が8月27日に来所し入会。「9月1日に国保の滞納140万円を一括で払うか、最低でも一か月分の売掛金と同額を納めるよう区役所で言われた、できなければ取引先に差押の通知がいき、取引停止になってしまう」という深刻かつ急を有する相談。Tさんは、2019年暮れに開業するも従業員が横領事件とコロナの不正受給にも関わり刑事事件に。民事では、Tさんに返還の判決が出たものの、戻らず。また、昨年暮れ税務調査も受け、国税・市税・国保料の追徴が。

去年は売上も減り、ここ数か月は当月分プラス滞納分で5万円持っていったが、3万円しか払えない月があり担当者トラブルに。その後、1日までの納付を迫られ、「事情を説明したものの、差押は回避できないと言われた」とのこと。

翌日、事務局と守山区役所保険年金課に交渉に行くことに。事前に連絡し朝10時から、課長補佐と面談。前日は、差押すると言われ、本人が感情的になり担当者と言ひ合いのようになってしまったため、先にそのことを詫言しました。事務局も同席して、一時間以上話し合い、何とか差押えをやめさせることができました。

まず9月、10月は、月額プラス可能な額を納めることに。

課長補佐から、「民商では、滞納の相談も乗っているんですか。民商の方が同席して問題点が整理されたので助かりました」との言葉も。

Tさんは、「差押えが止まり、暗黒の中で、やっと光がさしてきました」と心から、ほっとした表情でした。



「カスタマーハラスメント」 弁護士 坂輪 萌子(名古屋北法律事務所)

最近、ニュースなどで耳にする「カスタマーハラスメント(カスハラ)」とは、客の立場を利用して、顧客が企業やその従業員に対して不適切な要求や言動を行う行為を指します。例えば、「机を叩いて、店員を怒鳴りつける」「従業員に土下座を強要する」「不手際のお詫言に、店舗の商品を無料で提供するようにしつこく要求する」などが典型例です。その内容によっては脅迫罪(刑法222条)、強要罪(223条)、威力業務妨害罪(234条)、恐喝罪(249条)、などに該当する可能性があります。また、企業は、安全配慮義務に基づき、従業員をカスハラから守る責任があります。

では、カスハラを受けた際はどうすべきでしょうか。まずは記録を残すことが重要です。日時、発言内容、相手の言動などを詳細にメモし、可能であれば音声や映像の記録も残しましょう。次に、上司や人事担当に報告し、会社全体での対応を求めることが必要です。会社側は、対応マニュアルや方針を整備しておくことが望まれます。

愛知県では、カスタマーハラスメントの防止条例が定例議会にて可決され、今年10月1日から施行されます。同条例では、何人もカスハラを行ってはならないこと、事業者はカスハラを行った顧客らに中止を求め、適切な措置に努めること等が定められています。また、愛知県はカスタマーハラスメントを防止するためのガイドラインの作成を進めています。顧客と従業員等が対等な立場において、お互いを尊重することが期待されます。



<中小商工業全国交流研究集会>

「民主的な税制・税務行政」について

オンラインで学習(役員以外の方も参加できます)

日時 9月14日(日)13時～15時

その後17時まで討論、終了後懇親会

場所 民商事務所3階

<進行>服部愛商連会長(全商連税対部長)

①望月立命館大学教授…台湾税制視察報告

②佐伯税理士…「経費否認調査」

③小泉なつみさん…フリーランスの会

「1万人アンケート」の報告

*北海道…強権的な徴収

*沖縄…不当な税務調査との闘い

病気は早期発見・早期治療

民商共済会の健康診断を受けよう

地元の医療機関との提携による健康診断を実施します。別紙、折り込みの用紙に記入して申し込んでください。

<実施医療機関>

・北病院…10/3～4、10/6～8

・もりやま診療所…10/2、10/4、10/9、10/16

・高田内科…10/6～7

・加藤内科クリニック…9/29～10/3

*実施の時間は別紙チラシを御覧ください
(実施の時間等は、チラシを御覧ください)